奈良市屋外広告物条例　第１種禁止地域

一般基準

項目	基準	解説 No.
美観上の基準	・周辺環境に調和した形態、意匠、色彩とすること	①－１
	・屋外広告物は、その効果の限度においてなるべく小さくし、切り文字形式とするなどにより、建築物と一体化を図ること	①－２
	・照明設備を設置する場合は、周辺環境に配慮し、過剰な照明は設置しないこと	①－３
	・夜間照明を目的とするイルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものは、点滅速度は緩やかなものとし、サーチライトは使用しないこと	①－４
	・点滅式照明や可動式照明（警告用を除く）は設置しないこと	①－５
	・特定商品名のみを表示するものでないこと 特定商品名を表示する場合は、その面積は、表示面ごとに表示面積の１／３以下	①－６
	・道路境界線を超えて表示又は設置しないこと	①－７
	・写真等は表示しないこと	①－８
	・表示面積に対する余白の面積割合は、表示面ごとに 30％以上（のぼり、立看板、はり札、はり紙を除く）	①－９
	・屋根には直接ペンキ等で表示しないこと	①－11
危害防止の基準	・容易に腐朽し、又は破損しない構造であること	①－12
	・設置の方法が不完全で、風、雪、雨又は振動により倒壊し、又は落下しないよう堅固に設置すること	①－13
	・信号機又は道路標識の効用を妨げないこと	①－14
	・一般交通の用に供する道路上に表示又は設置しないこと	①－15
色彩の基準	・次の範囲内の色彩であること	①－16

	色相		明度	彩度
地色	R系	5.0R 以上 10.0R 未満	5.0 超 7.0 以下	1.0 以下
			2.0 以上 5.0 以下	2.0 以下
	YR系	0.0YR 以上 5.0YR 未満	5.0 超 7.0 以下	2.0 以下
			2.0 以上 5.0 以下	4.0 以下
		5.0YR 以上 10.0YR 未満	5.0 超 7.0 以下	3.0 以下
			2.0 以上 5.0 以下	4.0 以下
	Y系	0.0Y 以上 5.0Y 未満	5.0 超 7.0 以下	2.0 以下
			2.0 以上 5.0 以下	3.0 以下
	N系（無彩色）		2.0 以上 7.0 以下	－
	その他の色相		使用不可	
文字色等	R系	0.0R 以上 10.0R 未満	制限なし	10.0 以下
	YR系	0.0YR 以上 10.0YR 未満	制限なし	10.0 以下
	Y系	0.0Y 以上 10.0Y 未満	制限なし	8.0 以下
	GY系	0.0GY 以上 10.0GY 未満	制限なし	6.0 以下
	G系	0.0G 以上 10.0G 未満	制限なし	6.0 以下
	BG系	0.0BG 以上 10.0BG 未満	制限なし	6.0 以下
	B系	0.0B 以上 10.0B 未満	制限なし	6.0 以下
	PB系	0.0PB 以上 10.0PB 未満	制限なし	6.0 以下
	P系	0.0P 以上 10.0P 未満	制限なし	6.0 以下
	RP系	0.0RP 以上 10.0RP 未満	制限なし	8.0 以下
	N系（無彩色）		制限なし	－

色彩の基準	・配色調和に配慮すること	①－18
	・木、石、布等の自然素材を使用する場合は、上記の数値によらない ただし、周辺の景観に調和する色彩を用いること	①－19

※　各基準は奈良市景観ガイドライン（広告物編）の抜粋です。
基準の詳細や解説については、奈良市ホームページをご確認ください。

面積基準

禁止地域の種別	テナントごとの屋外広告物の表示面積の合計	屋外広告物ごとの表示面積
第１種禁止地域	5 ㎡以下	3 ㎡以下
第２種禁止地域	7 ㎡以下	4 ㎡以下
第３種禁止地域	10 ㎡以下	6 ㎡以下
第４種禁止地域	－	10 ㎡以下

※　禁止地域は、自己用広告物で上表の表示面積以下でないと表示・設置できません。

種類別基準

種類及び項目			基準	解説 No.
屋上広告物		表示･設置	・表示又は設置しないこと	②－１－ア
壁面広告物		面積･規模等	・壁面広告物の表示面積の合計は、当該壁面の立面積の１／５以下	②－２－ア
		数量	・同一壁面において、１つのテナントが表示する壁面広告物又は設置する掲出物件の数は、３以下	②－２－イ
		その他	・突き出し形式は、表示又は設置しないこと	②－２－ウ
			・建築物の開口部と外壁にまたがる壁面広告物は、表示しないこと	②－２－エ
			・大規模小売店舗に表示又は設置するものは、次のいずれかによること （1）　上記の壁面広告物の基準に該当し、付近の景観を著しく阻害していないこと （2）　次の事項に該当すること ア　突き出し形式は表示又は設置しないこと イ　同一壁面に表示する壁面広告物又は設置する掲出物件の数は、３以下 ウ　壁面広告物の表示面積の合計は、同一壁面の立面積の１／20 以下 エ　イルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものは、うす色の色彩のもので、かつ、点滅しないもの	②－２－オ
			・可変表示式屋外広告物（デジタルサイネージ）は、別に定める基準によること	89 ページ
塀及び垣広告物		高さ	・高さは、塀及び垣の上端を超えないこと	②－３－ア
		面積･規模等	・塀及び垣広告物の表示面積の合計は、当該塀及び垣面の立面積の１／５以下	②－３－イ
		数量	・同一塀及び垣面において、１つのテナントが表示する塀及び垣広告物又はその掲出物件の数は、３以下	②－３－ウ
		その他	・古い土塀には掲げないこと	②－３－エ
広告塔・広告板	広告塔	表示･設置	・広告塔は表示又は設置しないこと	②－４－ア
	広告板	高さ	・地上から広告板の上端までの高さは、５m以下	②－４－オ
		色彩	・支柱、枠、板面の裏等の色彩は、5.0YR 2.0/1.5 程度	②－４－コ
		その他	・板面は単純な形状であること	②－４－ス
			・可変表示式屋外広告物（デジタルサイネージ）は、別に定める基準によること	89 ページ
	自立し、移動可能な広告板		・広告板の大きさは、全高は 1.8m以下、全幅は 1.2m以下	②－４－キ
電柱広告物		表示･設置	・表示又は設置しないこと	②－５－ア
アーチ広告物		表示･設置	・表示又は設置しないこと	②－６－ア
気球広告物		表示･設置	・表示又は設置しないこと	②－７－ア
広告幕	共通	その他	・横断幕は、繁華街においてのみ掲げること	②－８－イ
			・懸垂幕及び横断幕の外周には、風圧に耐えられるように適当な太さのロープを入れること	
	のぼり	面積･規模等	・のぼりの全高は、２m以下	②－８－ウ
		その他	・のぼり相互の間隔は、10m以上	②－８－エ
立看板		面積･規模等	・立看板ごとの表示面の大きさは、縦は 1.8m以下、横は 0.9m以下	②－９
			・脚部の長さは、0.5m以下	
はり札はり紙	はり札	面積･規模等	・はり札ごとの表示面積は、0.5 ㎡以下	②－10
	はり紙	面積･規模等	・はり紙ごとの表示面積は、１㎡未満 ただし、掲示板等のはり紙の表示を目的とする物件に表示する場合は、この限りでない	

問い合わせ先　〒630-8580　奈良市二条大路南一丁目１番１号 奈良市役所　都市計画課　景観係　　TEL　0742-34-5209（直通）　/　FAX　0742-34-4885　/　メールアドレス　keikan@city.nara.lg.jp